

協議事項 1

平成 26 年度教育振興協約の締結について

平成 26 年 3 月 21 日

教 育 総 務 課

1 平成 26 年度教育振興協約案について . . . 資料 1

2 教育委員会制度改革の動向 . . . 資料 2

3 今後のスケジュール

3 月 26 日 (水) 臨時教育委員会：教育振興協約締結について (議決)

同 日 知事と教育委員との意見交換及び教育振興協約の締結

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、互いに協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんと一緒に、子どもたちの未来のための教育振興施策（以下「施策」という。）に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

私たちは、鳥取県教育振興基本計画に基づき施策を推進します。平成26年度においては、特に以下の内容に重点的に取り組む事として、着実な成果を目指します。

全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」

- (1) グローバル化に対応した教育環境づくりや2020年の新学習指導要領の全面実施に対応するため、英語科教員の指導力を向上するとともに、イングリッシュチャールームの拡大などにより、子どもたちの外国に対する興味関心と英語力を高めます。
- (2) 鳥取県幼児教育振興プログラムに基づく「幼保小連携カリキュラム」を活用した取組を全県に広げ、幼稚園・保育園・認定こども園等における教職員の指導力向上や小学校教育との連携による小学校との円滑な接続等、幼児教育の充実に取り組みます。
- (3) 校種や地域を超えた鳥取発スクラム教育を全県で展開します。
 - ・小学校から中学校までの9年間を通じた、学力向上につながる授業改革を推進します。
 - ・中学校から高等学校の学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導の体制づくりに取り組みます。
 - ・エキスパート教員を活用し、中学校区等での学校の枠を超えた指導や教員が互いに学びあう風土をつくるための中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組みます。
- (4) 東部、中部、西部の県立学校において、土曜授業を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、過半数の市町村でも幅広く取り組まれるよう、コーディネーターの配置等による支援を行うなど、全県的に取組を推進します。また、学校法人における取組を支援します。
- (5) 子どもたちの自由な発想による自主的な企画の活動や、既存の枠を超えた創意あふれる活動に対する支援、様々なコンテストへの参加の動機付けなど、学習意欲や夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組みます。
- (6) ICT教育の推進のため「ICT活用教育推進協議会」を設置し、ICTを活用した授業の設計や、協調学習の充実等による21世紀型スキル獲得のための教員のICT活用指導力の向上等に取り組みます。
- (7) 市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組みます。

安心して通学できる学校づくり「いじめ・不登校対策」

- (8) いじめ防止対策推進法に基づき、学校、教育委員会、知事部局、その他いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図る「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、総合的ないじめ防止対策に取り組みます。
- (9) いじめの未然防止につなげるための全県を対象としたフォーラムにおいて、児童生徒によるいじめ防止活動の発表や、ポスター等の展示など、参加型による主体的ないじめ防止の取組を充実します。
- (10) 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組むとともに、不登校児童生徒を指導する一定の水準を満たす学校外の民間施設を、出席扱いとできる施設として指定する仕組みをつくります。

- (11) 学校だけでは解決が困難な不登校への対応やいじめの解決に向けて、スクールソーシャルワーカーとして必要な知識、技能を持った人材の育成、確保に取り組みます。
- (12) インターネット端末の急速な普及の中で、児童・生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習会への講師派遣を行うとともに、低年齢の乳幼児期からのメディアとの正しいつきあい方についても教育啓発を行います。

一人一人のニーズに対応した「特別支援教育の充実」

- (13) 教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する環境整備に取り組みます。
- (14) 関係機関と連携した障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、理学療法士等の配置により特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組みます。
- (15) 発達障がいのある児（者）の保護者への情報提供及び県民の皆さんへの発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」

- (16) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出やジュニア層の選手強化、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。
- (17) 障がい者芸術文化祭への参加支援などによる障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

6 平成27年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、平成27年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成26年3月 日

鳥取県知事

平井伸治

鳥取県教育委員会委員長

中島諒人

平成26年度協約 指標一覧

全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」

- ・全国学力・学習状況調査において全国を上回るとともに、学力向上指標において前年度を上回る
※学力向上指標の詳細は別紙のとおり
- ・イングリッシュチャールームの数 6箇所
- ・学校を超えて活動するエキスパート教員数 5名
- ・スクラム教育で中学校との連携の核となる県立高等学校数 6校
- ・土曜授業等に取り組む県立高等学校 東部、中部、西部の4校
- ・土曜授業等に取り組む市町村数（予算的な支援） 10市町村
- ・教員のICT活用指導力調査で、児童・生徒のICT活用を指導する能力が、全国平均を上回る

安心して通学できる学校づくり「いじめ・不登校対策」

- ・不登校の出現率が全国平均を下回るとともに低減する
- ・全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定する

一人一人のニーズに対応した「特別支援教育の充実」

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率が、前年度を上回る
- ・教育センターが開催する全ての基本研修において手話の普及に取り組む

健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」

- ・鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合が次の数値を上回る
(小5男)50.0% (小5女)55.0% (中2男)50.0% (中2女)65.0%
- ・国民体育大会での入賞(8位以内)が、種目数で50種目、人数で120人を上回る
- ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)が60人を上回る

[学力向上指標]

学力調査の状況	
①	全国学力・学習状況調査の実施教科において、最上位層の割合が全国の割合を上回り、最下位層の割合が全国の割合を下回る
②	全国学力・学習状況調査で過去の問題と同一趣旨の問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合
③	全国学力・学習状況調査で記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合
④	各校が設定した指標について、各校が達成したと評価する割合
学び方の質・学習状況	
⑤	意欲、授業に向かう姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ◆「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学） ◆「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加 ◆「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加 ◆「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校、教員の増加
⑥	体験活動・読書活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加 ◆「全校一斉読書に取り組む」学校の増加 ◆「読書が好きである」児童生徒の増加
⑦	家庭における学習等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加 ◆「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加 ◆「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加
豊かに生きる共に生きる力の状況	
⑧	自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識 <ul style="list-style-type: none"> ◆「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 ◆「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加
⑨	進路に向けた意識 <ul style="list-style-type: none"> ◆「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 ◆「『あの人のようになりたい』と思う人がいる」児童生徒の増加 ◆「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加
⑩	地域社会への参画状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆「地域の行事に参加している」児童生徒の増加 ◆「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）から褒められたことがある」児童生徒の増加

資料 2

教育委員会制度改革の動向

平成 26 年 3 月 20 日版
教 育 総 務 課

現在、国で検討されている教育委員会制度改革の動向について、報道等から整理。

1 検討の経緯

- 平成 25 年 4 月 25 日 中央教育審議会への諮問
- 12 月 13 日 同 答申
- 平成 26 年 2 月 13 日 政府、自民党が制度改革修正案で大筋合意
- 2 月 18 日 自民党文部科学部会小委員会で修正案提示
- 3 月 13 日 教育委員会制度の改革に関する与党合意

2 改革案の概要

	改革案	現行
(1)教育の責任者	教育委員会（執行機関）	教育委員会（執行機関）
(2)教育委員会の代表者	（新）教育長 *教育長と委員長を統合	委員長 教育長は、教育委員会の補助機関 *委員長と教育長は職を兼ねない
(3)代表者の決定	首長が議会の同意を経て（新）教育長を直接任命、罷免	首長が議会の同意を経て <u>委員</u> を任命 委員の中から委員長、教育長を決定
(4)教育委員の任期	（新）教育長 3年 教育委員 4年 ※法施行時の在職委員は、従前の例による	教育委員 4年 委員長 1年
(5)首長と教育委員会との関係	現行に加えて ・知事が主宰する総合教育会議で教育に関する「大綱的方針」を策定 ※検討過程で案に入っていた、緊急時に首長が教育委員会に是正要求する仕組みは削除	首長から独立した行政委員会
(6)国の関与	いじめ自殺の再発防止で文部科学大臣が是正指示を出せる。	

* 総合教育会議

- (1) 構成員：首長、教育委員会 有識者の参加を求めることができる
- (2) 設置形態：常設（必置）
首長が主宰する
- (3) 役割：首長の予算権限と教委の教育行政の権限を整理するための議論の場
 - ・教育行政の大綱（国の計画を参酌し、地域の実情に応じて定める）
 - ・学校施設の統廃合
 - ・教職員定数
 - ・教科書や副教材の選定を議題にする場合には、教育委員会の同意が必要

3 今後の見込み

4月に地方教育行政法改正案を提出予定。今国会中の成立を目指す

教育委員会制度の改革に関する与党合意

平成26年3月13日

与党教育委員会改革に関するワーキングチーム

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、以下の改革を行う。

一、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命・罷免する。「教育委員長＝教育長」とすることで、新「教育長」が、迅速かつ的確に、教育委員会の会議の開催や審議すべき事項を判断できるようにする。首長が、その任期中に教育行政の責任者を任命できるよう、新「教育長」の任期は3年（他の委員は4年）とし、罷免要件は現行の教育委員と同様とする。

なお、継続性・安定性の確保等の観点から、法律の施行の際、現に在職している教育委員、教育長については、その任期が満了するまでの間、従前の例によるものとする。

二、教育委員会は執行機関とする。教育委員会において、地域の教育のあるべき姿を十分に議論できるよう、教育委員の人選の工夫を促進する。また、教育委員会事務局においては、教育行政に関する専門性を備えた行政職員の育成に努める。

新「教育長」及び教育委員は、その職務の遂行に当たっては、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して行うべき旨を法律に明記する。

三、地方公共団体に総合教育会議を設置する。会議は、首長が主宰し、首長、教育委員会により構成される。会議には、有識者等の参加を求めることができる。

地教行法第23条、第24条各号に定める教育委員会と首長の職務権限は変更しないこととした上で、総合教育会議において、首長が教育委員会と協議・調整し、大綱を策定するものとする。会議においては、予算の調製、執行や条例提案など首長の権限に係る事項等を協議の対象とする。会議は、原則、公開することとし、会議の議事録の作成及びその公表を努力義務とする。

※協議・調整の対象(協議・調整事項についてのイメージは別添参照。)

①教育行政の大綱(教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、各地域の実情に応じて定める教育の振興に関する施策の大綱)の策定

②教育の条件整備など重要な教育施策の方向性

③児童、生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への対処

首長及び教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行する。

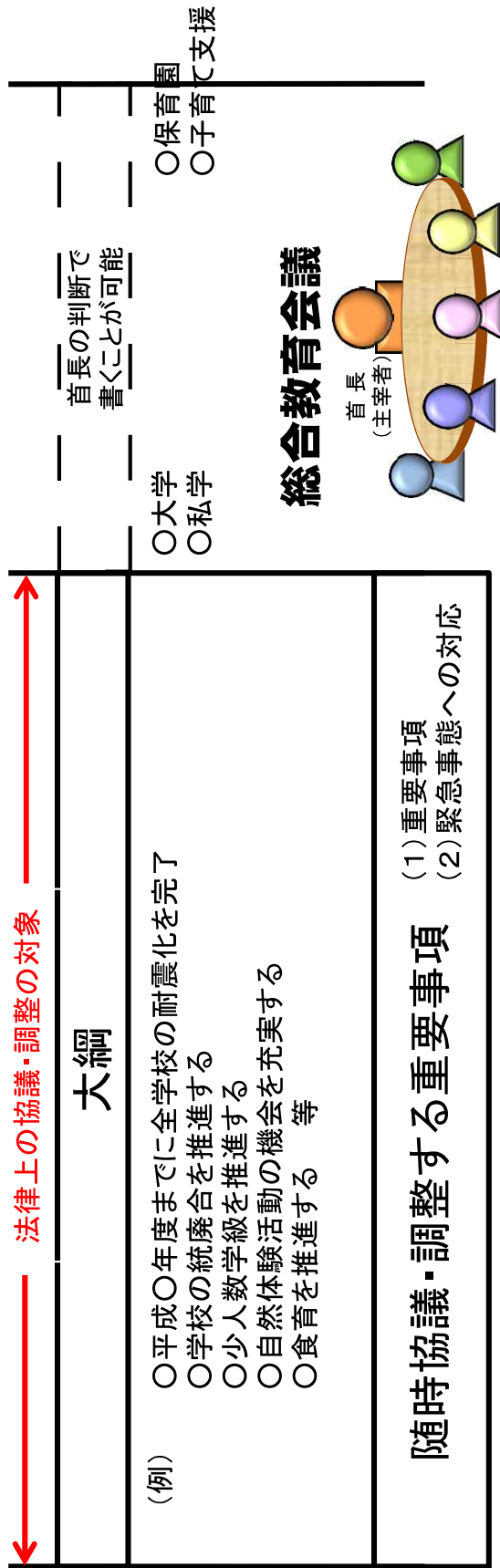
教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事（採用、異動、昇任等）など、特に政治的中立性、継続性・安定性を担保する必要がある事項については、教育委員会の専権事項とする。

四、地教行法第26条第2項に規定する教育長に委任できない事務は、変更しない。新「教育長」の事務執行に対して、合議体の教育委員会によるチェック機能を強化するため、委員は、新「教育長」に対して会議の招集を求めることができ、新「教育長」は、教育委員会規則に定めるところにより教育委員会から委任された事務の執行状況を報告しなければならないこととする。また、会議の議事録の作成及びその公表を努力義務とする。

五、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、いじめによる自殺等の防止だけでなく、再発防止の措置を講じさせる必要がある場合にも対応できるよう、地教行法第50条（是正の指示）を見直す。

大綱と協議・調整事項のイメージ

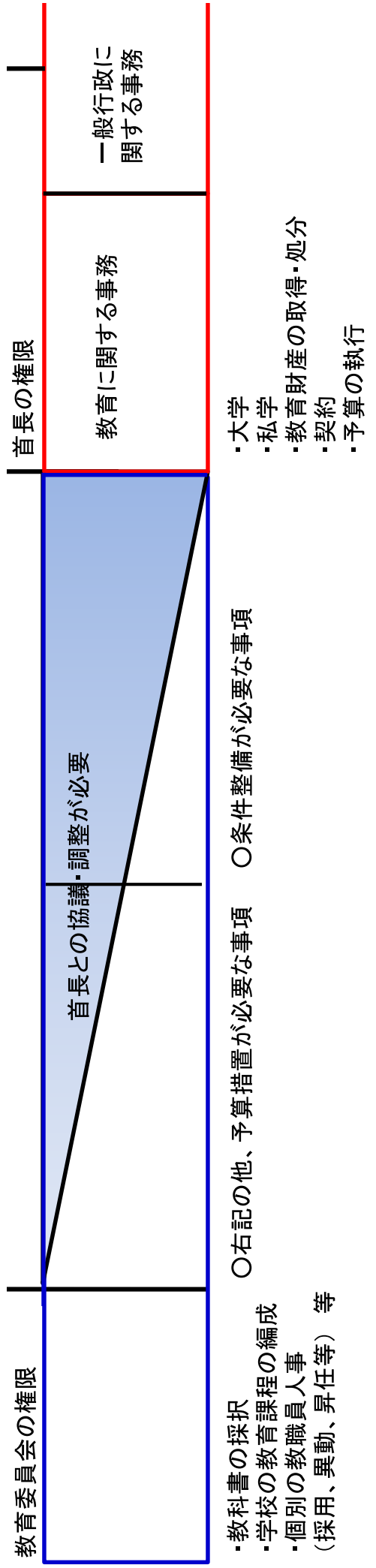
(別添)



随時協議・調整する重要事項

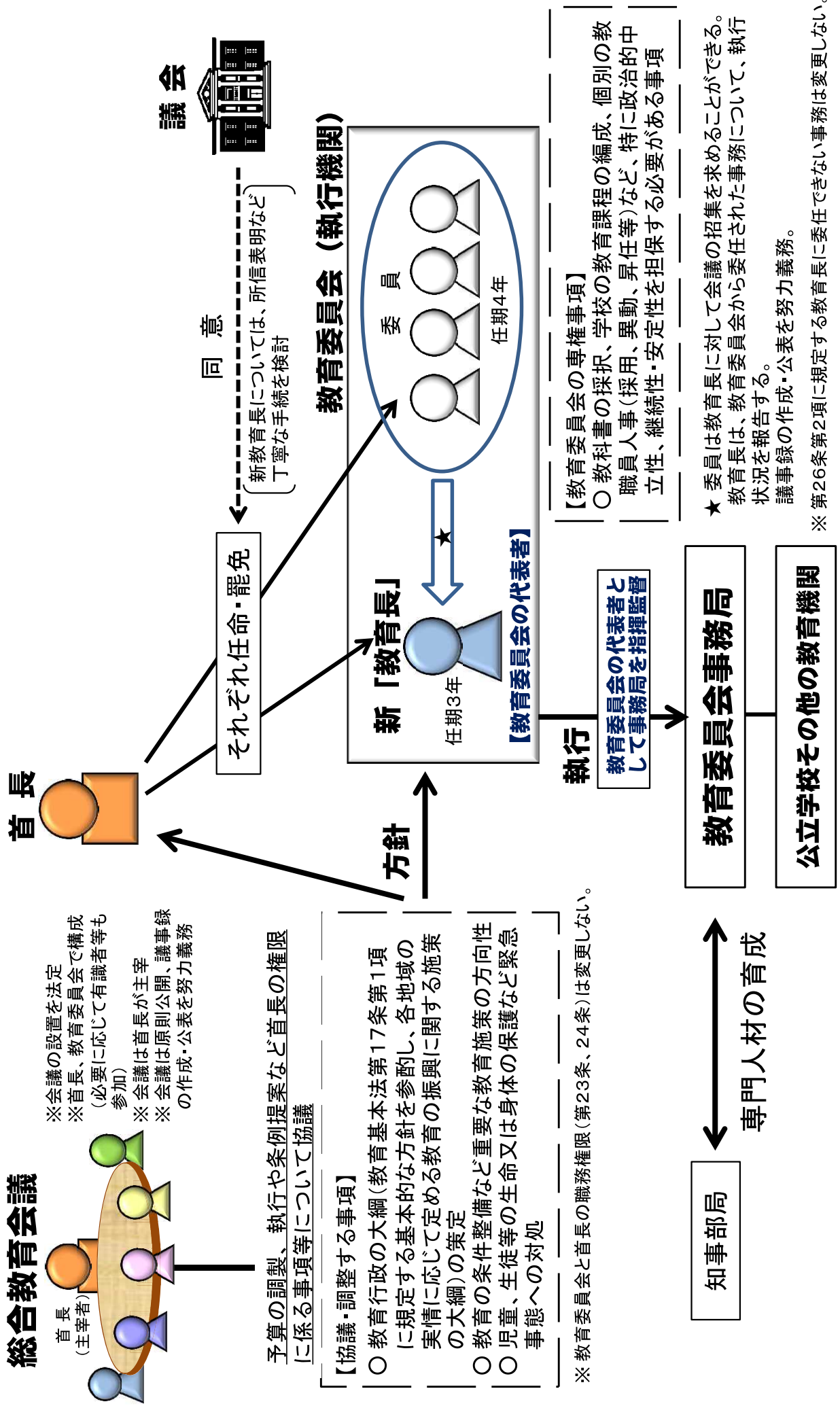
(1) 重要事項
(2) 緊急事態への対応

- (例)
- 年度毎の優先順位をどう考えるか
(校舎と体育館のどちらを優先するか)
 - どの地域の学校について、どのような手続きで統廃合を推進するか
 - どの学年から少人数学級を進めるか
 - 自然体験活動推進のためにどのような予算措置を行うか
 - 栄養教諭の配置をどのように進めていくか 等



教育委員会制度の改革案

* 教育行政においては、教育基本法及び関係法令を遵守



教育基本法（抜粋）

（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 私立学校に関すること。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によっては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

文部科学大臣による地方公共団体の 自治事務に対する関与について（現行制度）

	根拠法律	対象	内容	効果
指導・助言・援助	地教行法第48条	首長 教委	相手方を一定方向に導いたり(指導)、必要な事項を進言したり(助言)、特定事業の促進を図るために助力(援助)したりすること。 (要件) 教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき	法的拘束力なし
是正の要求	地自法第245条の5 (一般ルール)	首長 教委	違反の是正・改善のため <u>必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能。 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は ②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量) 何ら措置を講じないとき
	地教行法第49条 (特則)	教委	違反の是正・改善のための <u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は <u>事務の管理・執行を怠っているとき</u> であって、 ② <u>教育を受ける権利を侵害されていることが明らかな場合</u>	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。) 何ら措置を講じないとき
指示	地教行法第50条	教委	相手方に一定の <u>作為又は不作為の義務を課す</u> ことが可能 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は <u>事務の管理・執行を怠っているとき</u> であって、 ② <u>生徒等の生命、身体の保護のため、緊急の必要がある場合</u> であり、 ③ <u>他の措置によっては是正を図ることが困難である場合</u>	<u>指示された内容に従い、是正又は改善の措置を講じなければならない。</u>

国等による違法確認訴訟(地方自治法第251条の7)

地方自治法の改正により、国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「違法確認訴訟」を提起することができることとなった(※平成25年3月1日から施行)。

関与の基本原則(地方自治法第245条の3 第6項)

国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へ(※)に規定する行為に従わなければならないこととするものがないようにしなければならない。(※「へ」は自治法245条上の「指示」)